

院外処方せん発行のご案内

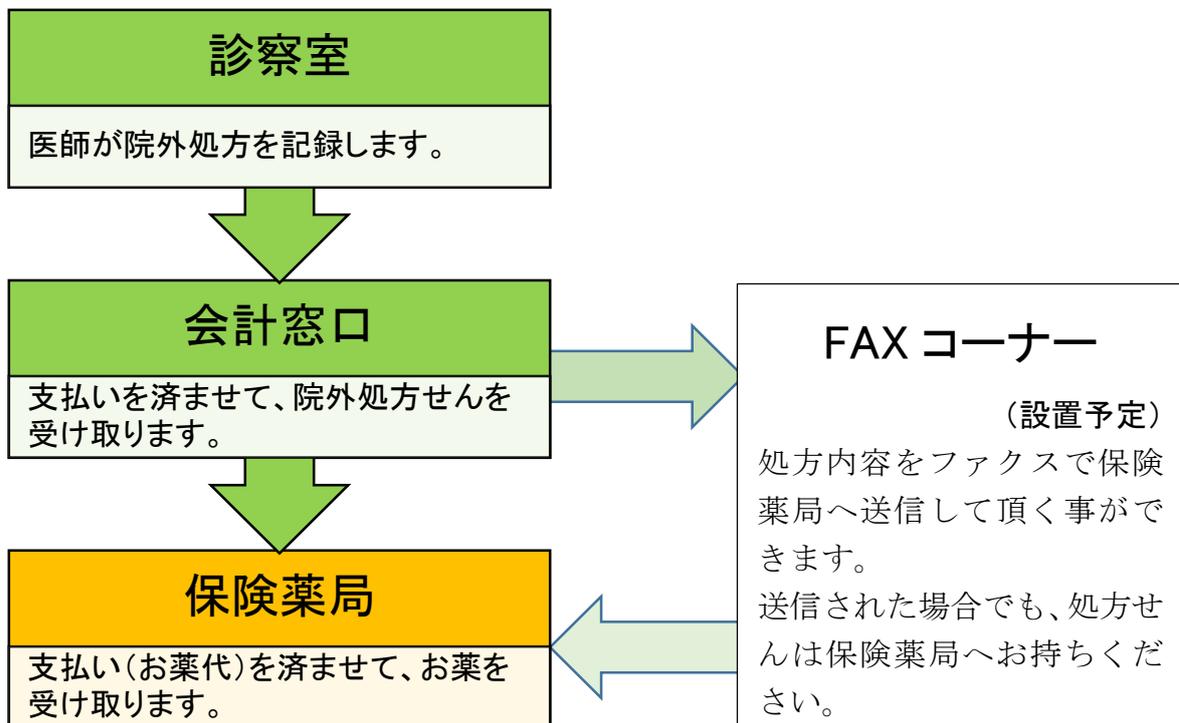
～お薬の受け取り方が変わります～

当院では平成 28 年 2 月 1 日(月曜日)から、原則として全ての外来患者さんを対象に、院外処方せんを発行することになりました。(一部例外もあります。)

★「院外処方せん」を受け取ったら...

- 「院外処方せん」は、『保険薬局』、『保険調剤』、『処方せん受付』などの表示のある保険薬局であれば調剤してもらえます。どこの保険薬局でも構いません。
- 「かかりつけ薬局」を決めておくことをおすすめします。保険薬局では、患者さんごとに薬に関する情報を記録し、重複投与やアレルギーの有無、副作用のチェックなどをおこないます。
- 「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」をご希望の方は、保険薬局でご相談ください。
- 保険薬局では「お薬手帳」をお渡ししています。次回、診察時に主治医にお見せください。後発医薬品への変更内容やアレルギーの有無、他の病院でもらっている薬の内容などを確認する大切な情報となります。
- お薬手帳は何種類も持たずになるべく1つにまとめてお使いください。

★お薬を受け取るまでの流れ



★次の点にご注意ください

発行した「院外処方せん」の有効期間は交付日を含め 4 日以内(日曜・祝日を含む)です。期間を過ぎた処方せんは無効となりますので、できるだけ当日中に保険薬局へお出してください。

うら面に Q&A がありますのでご覧ください

院外処方 Q&A

院外処方せんとは、どんなものですか？	医師が、治療に必要なお薬の名前や量、使い方などを書いたものを、処方せんと言います。院外処方せんは、病院の薬局ではなく、保険薬局に持って行き、お薬をもらう処方せんの事です。
どこの保険薬局に持って行ってもよいのですか？	「処方せん受付」、「保険調剤」、「保険薬局」などの表示のある薬局であれば、どこでも結構です。ご自宅や職場の近くなど、ご都合の良い場所に「かかりつけ薬局」を決めておかれてはいかがでしょうか？ あらかじめ「かかりつけ薬局」を決めて相談されておけば安心です。
「かかりつけ薬局」とは、どういうものですか？	「いろいろな病院・医院にかかると、それぞれ、お薬をもらうことがあります。すると、同じお薬が重なっていたり、飲み合わせの悪いお薬があったりします。保険薬局を1ヶ所に決めていると、お薬の相談だけでなく、お薬のチェックも行うので、便利で安心です。このような薬局を「かかりつけ薬局」といいます。また、お薬の使用や説明方法を「薬歴」として記録してくれます。
支払いはどうなりますか？	病院では、診察料、検査料、処方せん料等の負担金をお支払いいただきます。保険薬局では、薬代、調剤料、管理指導料の負担金をお支払いください。
自宅近くに保険薬局がない時はどうしたらよいのでしょうか？	保険薬局であれば、どこでもお薬をもらうことができます。自宅近くに保険薬局がなくても、病院の近くや家に帰る途中、職場の近くの保険薬局をご検討願います。
一度、保険薬局でお薬をもらえば、次からは病院に行かなくてもお薬がもらえますか？	お薬をもらうには、医師が発行した処方せんが必要です。保険薬局だけでは薬はもらえません。
院外処方せんは、いつ保険薬局に持って行っても薬がもらえますか？	院外処方せんは、 発行日も含めて4日以内 なら有効です。（日曜・祝日を含みます）4日を過ぎると、院外処方せんの再発行が必要となります。また、紛失された場合も再発行の手続きが必要になります。
院外処方せんを紛失したら、どうしたらよいのですか？	再発行には再度の診察が必要 になり、再発行にかかる費用は 健康保険等が適用されず、患者さんの全額自己負担 となりますので、お気を付けください。
自分の病気のことや、飲んでいる薬のことが、他人に漏れることはありませんか？	保険薬局の薬剤師は、患者さんからきいたことを他人に話すことは、法律で固く禁じられています。患者さんのプライバシーは、必ず守られます。

ご不明な点がございましたら、病院総合受付でご相談ください。